

## 金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 25 年 11 月 15 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成25年10月31日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

### 記

#### 1. 回答

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合は、保険業法第3条第1項に違反しないとはいえず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

#### 2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

一方、一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なもの（10万円以下のもの）は、保険業には含まれないこととされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1（1）（注1））。

これに照らすと、航空券、旅行券、宿泊券等の旅行商品の購入に関心を有する者を照会者が運営するウェブサイトを通じて会員組織化し、そのように

組織化した会員（以下「旅行会員」という。）を照会者のウェブサイトからその子会社又は提携する外部の旅行代理店（以下「旅行者」という。）のウェブサイトに誘導する事業を行う照会者が、旅行会員のうち希望する者（以下「見舞金会員」という。）より一定の会費を収受し、見舞金会員が上記の仕組みを通じて旅行者から購入した旅行商品について、疾病、傷害に伴う入通院によりキャンセルし、キャンセル料を負担した場合に、キャンセル料の一定割合の金額の見舞金（以下「本件見舞金」という。）の給付を行う業務（以下「本件見舞金業務」という。）は、「一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けに該当する。

また、本件見舞金業務は、以下の事情等を総合的に勘案すると、「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」とは言いえない。

- ① 照会者と各見舞金会員との関係は、ウェブサイトの運営者と利用者という関係にあり、一定の継続性を前提とするものの、会員資格に限定はなく、照会者と各見舞金会員との間や各見舞金会員相互の間において、密接な人的・社会的関係は認められないこと。
- ② 本件見舞金は、見舞金会員の疾病、傷害に伴う入通院に加えて、それにより購入した旅行商品のキャンセルが行われなければ給付されず、その給付額も実際に生じたキャンセル料の一定割合の金額とされている点において、一般に社会慣行として行われる疾病、傷害やそれに伴う入通院そのものを給付事由とする定額の見舞金等とは性質の異なるものであること。

したがって、内閣総理大臣の免許を受けずに本件見舞金業務を行った場合は、保険業法第3条第1項に違反しないとはいえず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

以上